

第142号議案

長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

【目次】	【ページ】
1 改正の趣旨	1
2 改正の内容及び理由	1～4
3 新旧対照表	5～7
＜参考＞	
企業立地奨励制度の概要	8



1 改正の趣旨

本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図る観点から、企業立地奨励金に係る指定要件及び建物等賃借奨励金の交付対象を見直すため、長崎市企業立地奨励条例の一部を改正するもの。

【企業立地奨励金】

- ・施設等整備奨励金：事業所の新設、増設、移設に係る投下固定資産の額に応じて交付する。
- ・建物等賃借奨励金：事業所の新設に係る家屋及び土地の賃借料に応じて交付する。
- ・雇用奨励金：事業所における雇用増従業員数に応じて交付する(市民に限る)。

2 改正の内容及び理由

(1) 指定要件に係る雇用増従業員数の緩和

事業者（大企業）が、高度専門業務（高度な専門知識、技能等を必要とする情報技術業務、研究開発業務、設計開発業務等）を行うために、新たに事業所を賃借して設置する場合の雇用増従業員数の要件を10人以上から5人以上に緩和する。

(理由)

近年、研究開発拠点の立地がIT関連企業（情報通信業）などを中心に進んでおり、これらの業種は高度専門業務を小規模でスタートさせるため、特に大企業の誘致において、雇用増従業員数「10人以上」の要件が支障となってきた。

情報通信業や医工連携分野など成長有望分野の誘致推進は、現在作成中の「第五次経済成長戦略」においても重要な施策の一つになるものと考えており、これらの研究開発部門に係る企業誘致を戦略的に進めるため、中小企業と同等になるよう限定的に要件を緩和したい。

<指定要件比較>

立地形態	規 模 等	投下固定資産総額 (操業前)	雇用増従業員数	改正後(案)	
建物設置型	新 設	大 企 業	3 億円以上	10 人以上	(現行どおり)
		中小企業者等	3 千万円以上	5 人以上	
		陸上養殖業法人	3 千万円以上	3 人以上	
		農 業 法 人	2 千万円以上	3 人以上	
	増 移 設	中小企業者等	3 千万円以上	5 人以上	
		陸上養殖業法人	1.5 千万円以上	2 人以上	
農 業 法 人		1 千万円以上	2 人以上		
建物借上型	新 設	大 企 業	—	10 人以上	高度専門業務に限り 5 人以上
		中小企業者等	—	5 人以上	(現行どおり)
		陸上養殖業法人	—	3 人以上	
		農 業 法 人	—	3 人以上	

【参考】誘致企業における雇用実績（過去5年度）

令和3年4月1日現在〔単位：人〕

誘致年度	企業名	事業内容	立地形態	指定の有無	規模等	高度専門業務*	雇用実績
H28	(株)アイルミッション (旧:(株)クリティックミッションジャパン)	携帯電話の無線通信に関する設計・検証、データセンター監視運用・保守	借上型	×	中小企業	*	10
	オリックス生命保険(株)	コールセンター、保険金支払、契約保全、新契約引受等	借上型	○	大企業		399
	(株)平成機工	機械加工、製缶	設置型	○	中小企業		19
	計〔H28年度〕						
H29	(有)橋口水産	水産加工処理	設置型	○	中小企業		21
	(株)大東製作所	船舶用部品、付属品製造	設置型	○	中小企業		5
	計〔H29年度〕						
H30	(株)パイロール	給与計算業務のアウトソーシング	借上型	○	大企業		76
	富士フイルム(株)及び 富士フイルムソフトウェア(株)	次世代AI(人工知能)技術の研究・開発等	借上型	×	大企業	*	2
	(株)シーエーシー	人事給与アウトソーシング、バックオフィス等	借上型	○	大企業		38
	(株)小出製作所	金型の設計開発、金型部品製造等	借上型	×	中小企業	*	11
	計〔H30年度〕						
R元	京セラコミュニケーションシステム(株)	AI関連システムの開発、セキュリティ脆弱性診断等	借上型	○	大企業	*	22
	ビーウィズ(株)	RPA、データサイエンス、その他デジタル開発等	借上型	×	大企業	*	-
	ニーズウェル(株)	金融系ソフトウェアの設計・開発等	借上型	○	大企業	*	10
	(株)デンソーウェーブ	社会課題の解決に係るシステム開発	借上型	×	大企業	*	9
	(株)セイノー情報サービス	物流分野におけるAI等の研究・開発	借上型	×	大企業	*	-
	楽天保険グループ	契約・保険金支払事務	借上型	○	大企業		95
	(株)スリーフラッグス	通信販売に係るコールセンター	借上型	○	中小企業		36
	渡辺工業(有)	ボイラー、タービン、発電機等の金属部品の製造加工	設置型	○	中小企業		17
	(株)ゼンリン	AIを活用した地図データの作成に関する研究開発等	借上型	×	大企業	*	3
	計〔R元年度〕						
R2	アークレイ長崎開発センター(株)	臨床検査用機器の開発	借上型	○	中小企業	*	4
	Chubb損害保険(株)	損害保険に関する情報処理・保険金支払い処理等	借上型	○	大企業		18
	計〔R2年度〕						
合計							795

(2) 建物等賃借奨励金の交付対象の拡充

賃借して市内に事業所を新設した事業者が、市内の他の場所に事業所を拡張した場合も、移転した場合と同様に交付対象となるよう制度を拡充する。

(理由)

現行制度では、建物等賃借奨励金の交付対象期間（3年間）に事業所を市内の他の場所に「移転」させた場合には、移転後も当該奨励金の交付を継続して受けることができるが、既存の事業所に加えて、市内の他の場所に「拡張」した場合については、当該奨励金の交付対象となっていない。

事業所を市内の他の場所に「拡張」した場合についても、雇用機会の拡大及び小規模で事業をスタートする立地企業の事業規模拡大に資するものであるため、交付対象となるよう改正したい。

<交付対象比較>

区分	現 行	改正後(案)
移 転	<p>【市内事業所】</p> <p>移転 (A地⇒B地)</p> <p>1年目 2年目 3年目</p> <p>操業日</p> <p>A地 (1年目) 及びB地 (2～3年目) ともに交付対象</p>	<p>(現行どおり)</p>
拡 張	<p>【市内事業所】</p> <p>拡張 (A地+B地)</p> <p>1年目 2年目 3年目</p> <p>操業日</p> <p>A地 (1～3年目) のみ交付対象</p>	<p>拡張 (A地+B地)</p> <p>1年目 2年目 3年目</p> <p>操業日</p> <p>A地 (1～3年目) 及びB地 (2～3年目) ともに交付対象</p>

(3) 施行期日

公布の日

① 経過措置

改正後の長崎市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に操業等を開始する事業者から適用し、施行日前に操業等を開始した事業者については、なお従前の例による。

② 建物等賃借奨励金に係る指定事業者の特例

施行日前に建物等賃借奨励金に係る指定を受けている事業者は、前項の規定にかかわらず、改正後の長崎市企業立地奨励条例第10条第1項の規定を適用する。

3 新旧対照表（長崎市企業立地奨励条例（昭和 63 年長崎市条例第 27 号））

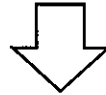
改正後(案)	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 [略]</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所を新設、増設又は移設をするごとに、市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 指定を受けることができる事業者(特例事業者を除く。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、第1号から第3号までに掲げる要件(この項及び第13条第1号において「指定要件」という。)のいずれかに該当し、かつ、第4号に掲げる要件に該当するものとする。この場合において、事業者が企業グループであるときの指定要件には、企業グループを構成する法人ごとの投下固定資産総額(操業前)及び雇用増従業員数をそれぞれ合計して適用することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 土地及び家屋を賃借して新設をする事業者であって、かつ、雇用増従業員数が10(高度専門業務(高度な専門知識、技能等を必要とする情報技術業務、研究開発業務、設計開発業務等をいう。)を行うために新設をする事業者又は中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3)以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの</p> <p>(4) [略]</p> <p>第5条～第9条 [略]</p> <p>(建物等賃借奨励金の額)</p> <p>第10条 建物等賃借奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 [略]</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所を新設、増設又は移設をするごとに、市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 指定を受けることができる事業者(特例事業者を除く。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、第1号から第3号までに掲げる要件(この項及び第13条第1号において「指定要件」という。)のいずれかに該当し、かつ、第4号に掲げる要件に該当するものとする。この場合において、事業者が企業グループであるときの指定要件には、企業グループを構成する法人ごとの投下固定資産総額(操業前)及び雇用増従業員数をそれぞれ合計して適用することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 土地及び家屋を賃借して新設をする事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10(中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3)以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの</p> <p>(4) [略]</p> <p>第5条～第9条 [略]</p> <p>(建物等賃借奨励金の額)</p> <p>第10条 建物等賃借奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算</p>

改正後(案)	現 行
<p>定基礎額に同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 [略]</p> <p>第11条～第17条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の長崎市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に操業等を開始する事業者から適用し、施行日前に操業等を開始した事業者については、なお従前の例による。</p> <p>(建物等賃借奨励金に係る指定事業者の特例)</p> <p>3 施行日前に建物等賃借奨励金に係る指定を受けている事業者は、前項の規定にかかわらず、改正後の長崎市企業立地奨励条例第10条第1項の規定を適用する。</p>	<p>定基礎額に同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 [略]</p> <p>第11条～第17条 [略]</p>

別記 (第10条第1項関係)

【現 行】

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	新設に係る事業所（操業日から操業日後3年を経過する日までの間に、当該新設に係る事業所を本市の他の	0.5
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	場所に移転し、かつ、当該移転時における算定対象従業員（雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であって、雇用保険被保険者であるものをいう。次条において同じ。）の数が、移転前の当該算定対象従業員の数以上となる事業所を含む。）の家屋及び土地（次項において「建物等」という。）の賃借に係る操業日から3年間に於ける各年の賃借料（共益費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とし、家屋に係る賃借料の単価が当該家屋の床面積3.3平方メートル当たり月額1万円を超える場合にあつては、当該単価を月額1万円として算定した額とする。）	0.25



【改正後（案）】

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	新設に係る事業所（操業日から操業日後3年を経過する日までの間に、当該新設に係る事業所を本市の他の	0.5
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	場所に移転し、又は拡張し、かつ、当該移転時又は拡張時における算定対象従業員（雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であって、雇用保険被保険者であるものをいう。次条において同じ。）の数が、移転前又は拡張前の当該算定対象従業員の数以上となる事業所を含む。）の家屋及び土地（次項において「建物等」という。）の賃借に係る操業日から3年間に於ける各年の賃借料（共益費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とし、家屋に係る賃借料の単価が当該家屋の床面積3.3平方メートル当たり月額1万円を超える場合にあつては、当該単価を月額1万円として算定した額とする。）	0.25

企業立地奨励制度の概要

1 対象事業者

- (1) 法人税の申告を3事業年度以上実施している法人又は連結子会社
- (2) 国内外で5事業年度以上事業活動を行っている外国法人
- (3) (2)の外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人
- (4) 内国法人及びその連結子会社からなる2以上の法人で構成される企業グループ

2 対象事業

- (1) 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- (2) 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- (3) 情報通信関連産業
- (4) 食品関連産業
- (5) 医工連携関連産業
- (6) 陸上養殖業
- (7) 農業
- (8) 道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業（市長が別に定める地区）
- (9) (1)～(8)以外で次に掲げる事業
 - ・製造業
 - ・その他市長が特に本市経済の発展に寄与すると認める事業

3 奨励措置

名称	算定基礎	内容	限度額											
施設等整備 奨励金	投下固定資産総額と固定資産評価額の いずれか低い額 × (1)～(7)の業種は、15% (8)、(9)の業種は、10%	・5年間で分割交付	10億円											
建物等賃借 奨励金	建物等の賃借費用 (共益費、消費税を除く。月1万円/坪が上限) × (1)～(7)の業種は、50% (8)、(9)の業種は、25%	・交付期間3年間												
雇用奨励金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態</th> <th>単価</th> <th>障害者加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正 規</td> <td>50万円</td> <td>+50万円</td> </tr> <tr> <td>非正規</td> <td>30万円</td> <td>+30万円</td> </tr> <tr> <td>短時間</td> <td>15万円</td> <td>+20万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一人当たり ※長崎市民が対象	雇用形態		単価	障害者加算	正 規	50万円	+50万円	非正規	30万円	+30万円	短時間	15万円	+20万円
雇用形態	単価	障害者加算												
正 規	50万円	+50万円												
非正規	30万円	+30万円												
短時間	15万円	+20万円												

※このほか、特に本市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認めるときは、長崎県知事と協議して立地を要請した事業者に対して、別に奨励金を交付することができる。